

## 平成 26 年度第 3 回八戸市子ども・子育て会議議事録

### 【日時】

平成 26 年 7 月 14 日（月） 13 時 30 分から 15 時 15 分

### 【場所】

八戸市庁 本館 3 階 第 2 委員会室

### 【出席者】

(1) 出席委員（委員一覧順：14 名）

前澤委員、坂本委員、関川委員、伊藤委員、山西委員、椛沢委員、田頭委員、  
田中委員、松井委員、阿部委員、小向委員、荒谷委員、長澤委員、中川原委員

(2) 事務局（8 名）

石田福祉部長（兼）福祉事務所長、加賀福祉部次長（兼）こども家庭課長

#### 【こども家庭課】

工藤副参事（こども支援 G L）、吉田主幹、山口主査、清川主査、上村主事

### 【会議次第】

1 開会

2 議事

(1) 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」について

(2) 保育の必要性の認定について

(3) その他

3 閉会

## 議事録

(開会 13 : 30)

### ○司会

ただいまより、平成 26 年度第 3 回八戸市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日は所用のため、小笠原様、滝澤様、出貝様から欠席の御連絡がありました。委員 17 名中、半数以上が出席でございますので、八戸市子ども・子育て会議条例第 7 条第 2 項の規定により会議が成立していることを御報告申し上げます。

それでは議事に入らせていただきます。坂本会長御挨拶の後、議事の進行をお願いします。

### ○会長

委員の皆様におかれましては大変お忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございました。前回、事務局から説明をいただいて審議をしたわけですが、その中で県に連絡、報告するという事で 7 月 20 日前後までに県に連絡するという事で行ったので、前回の会議でそれではもう 1 回皆さんで上げる前に全員で改めて協議の上、審議しましょうというようなお話になりまして、急ぎよ今日という事になりました。8 月の会議はもともと予定しておりましたが、今日は 1 回多めの十分審議をしていきたいという配慮でございまして、開催になったところでございます。先ほど御挨拶にありましたように、前回の会議の場で御質問、それから改めてこういう事をお聞きしたいという事もあったようですので、それらについてもまず御説明をいただいた後に、今日の議題に入ってまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

### ○会長（議長）

それでは早速議事に入ります。皆様の御協力をいただきまして円滑に議事を進めてまいりたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

まず初めに前回までの会議を受けまして委員から質問がありました内容について事務局から回答をお願いいたします。

### ○事務局

前回の会議を受けまして、委員の皆様から御質問のあった内容につきまして、御回答申し上げます。

当日資料 3 を御覧ください。まず質問事項ですが、保育時間の認定について、でございます。

御質問の内容については、①八戸市は短時間認定を今も 64 時間で設定していると思うのですが、制度改定後も今までどおりでしょうか、それとも 48 時間を採用するのでしょうか、という御質問です。

回答といたしましては、新制度においては、保育短時間認定の保護者の就労時間の下限は、48 から 64 時間の範囲内で、市町村が設定することとされております。現在、本市では、

保護者の就労時間の下限を64時間で設定しておりますが、新制度実施後についても、当分の間、現行どおりとし、新制度実施後における既存施設の他事業への移行状況や児童の入所状況等を見ながら、下限時間の変更を検討してまいりたいと考えております。なお、御質問につきましては、本日の八戸市子ども・子育て会議の議題としておりますので、後ほど、御審議いただくこととなるため、詳しくは議題説明の際に行わせていただきます。

続きまして、保育時間認定について、②国は移行前に入所し、移行後も継続して入所する乳幼児については、保育必要量の設定をせず、11時間を基本とするとしていますが、八戸も国基本に準じてやって頂けますか、という御質問です。

回答といたしまして、新制度にあつては、保護者の就労状況等により、市町村が保育の必要量を判断し、保育必要時間の認定、保育標準時間・短時間認定を行うこととなります。

御質問のありました件については、国のQ&Aでは、現に保育所に入所している児童については、客観的には保育短時間認定に該当する場合であっても、保護者が短時間認定を希望しない場合は、保育標準時間認定とすることができる経過措置を設けることとしている、との回答が掲載されています。

前述の取扱いについては、現に保育所に入所している児童のみを対象としていることから、兄弟児がいる場合において、現に保育所に入所している児童は保育標準時間認定、11時間利用となり、新規に入所する児童、下の子については、保護者の就労状況等により短時間認定といった兄弟間で格差が生ずるのではないかと、という疑問が残ることとなります。そのため、本市としては、今後、国が設けることとしている経過措置の内容を注視してまいりたいと考えております。

次のページでございます。まず、定員の設定について、でございます。認可定員と利用定員の調整について。新制度は待機児童対策も含まれているので、認可定員と利用定員を同数に近づける必要はあると思うが、幼稚園も2号3号を受け入れる可能性を考えると、今の保育所の超過分はある意味減少することが予想されることから、定員調整は、移行後の2年を目途に行っても良いのではないかと。八戸市のこの先の出生率を考えると、今の時点で定員増をすべての園に当てはめるのは無理ではないかと思うのですが、ただ、今までも4年5年と大幅に恒常的に定員超過しているのであれば考慮しなければならないと思います、という御質問内容でございます。

回答でございますが、新制度においては、各施設における認可定員の他に、市町村が、施設からの確認申請に基づき利用定員を設定することとなり、各施設における利用人数の上限及び施設型給付費における定員区分は、この利用定員によって決まることとなります。現時点において、定員超過、定員割れの取扱いについては、国からは明示されてはおりませんが、国子ども・子育て会議資料では、認可制度と確認制度の間で整合が図られるようになっており、認可制度上の認可定員と確認制度上の利用定員は一致するのが基本、とされております。

そのため、市町村が利用定員を設定する場合においては、認可定員の範囲内での設定となり、当該利用定員を超えて児童の入所を認めることは、原則できなくなるものと認識しております。この場合、年度当初からほぼ全ての保育所が定員超過している現状にあつては、①教育・保育施設への入所可能児童数の減少、②入所待ち児童の増大といった事態を招くことが想定されます。そのため、本市としては、県からの指導もあり、各施設におい

て、今年度中に、定員超過の分だけでも認可定員の増加を図るべく、働きかけを行なってまいりたい、と考えております。

続きまして、②1号認定について、でございます。確認です。両親が働いていても、1号認定を幼保連携型認定こども園に保護者が希望した場合は、こども園が入園許可を出せば市も入園の許可を出すということでしょうか、という御質問です。

回答といたしましては、1号認定子どもの施設利用について、保護者と施設との契約とされており、当該契約に市が関与することはありません。施設の入所の際は、利用を希望する保護者は、受入れ希望施設から入園の内定を受けた後、市に対し教育標準時間認定申請を行うこととなります。その後、市から交付された認定証に基づき、施設と本契約を行うこととなります。この1号認定子どもに対する利用手続きは、幼稚園・認定こども園であっても同様の利用手続きとなるものです。

続きまして、保育料の未納について、でございます。認定こども園において、保育料の未納は重要な問題です。その場合、入園の契約の中に、数か月保育料未納については、市町村において未納分を児童手当から支払ってもらうというやり方は可能でしょうか、という御質問でございます。

回答でございます。認定こども園への入所は、施設と保護者との直接契約となり、市が関与することはありません。そのため、国の方針では、未納保育料が発生した場合は、まず、施設が保護者間の利用契約に基づき、適切に保護者に対して支払請求を行うこととされておりますが、施設側からの再三にわたる徴収請求に応じない保護者に対しては、児童福祉法第56条第11項の規定により市町村による代行徴収の仕組みが設けられております。この代行徴収における徴収方法は、市町村に委ねられていることもあり、施設側において、保護者との利用契約の中に、市町村による徴収方法を特定するような内容を規定することはできないものと考えております。なお、悪質な滞納が続く場合には、市町村の代行徴収によっても未納保育料を徴収できない場合も想定され、その場合は、国では、徴収手続きが適切に行われることを前提に、保育料の滞納を理由として、利用契約を解除することもあり得るものとしております。最後に、この代行徴収の制度は、保育料未納分を市町村が公費で賄う制度ではないことを申し添えます。

次に、放課後児童健全育成事業についての御質問でございますが、こちらは後で担当から御説明させていただきますので、ここは一旦飛ばして次に進めたいと思います。

次に、運営費の比較でございます。質問内容として、前回の資料4の3ページにおいて、27から28年度、29年度以降の比率を現行と比較しているが、資料4追加においては、27から28年度については現行と比較し、29年度以降については27から28年度と比較しているので、比較の対象を統一すべきである、という御指摘がございました。こちらについては、委員御指摘のとおりと考えております。そのため、資料4追加について、現行と比較した資料を、差替版として添付いたしております。今後は、資料の統一性について細心の注意を払ってまいりたいと思います。この差替版につきましては、最後のページにA4の横版として、添付してございます。右側の下の増減率のところは115.5%のところはアンダーラインが引いてありますが、前回の会議では、すぐ上の27から28年度の公定価格の比較ということで、110%の比率が記載されてあったものでございます。資料の数値、比較の対照が誤りであったことをこの場を借りてお詫びいたします。

続きまして、量の見込みの算出方法について、先ほどでございます。参考例をみると、例えば27年度0歳の児童については、その後1年経過するとともに年齢区分が1歳ずつ上がっていくと思われることから、対象児童の転入出や死亡がなければ基本的には数値が同じになるのではないかと思うのだが、参考例では、31年度は27年度と比較して約9%増加している。この増減及び増加の原因はどのような理由によるものか把握できるのであれば御教示願いたい、という御質問でございます。回答でございますが、人口の推計に当たっては、国の量の見込みの算出等のための手引きに基づき、次世代育成支援行動計画策定の際の人口推計方法であるコーホート変化率法により推計しております。この方法は、推計人口を算定する際における統計手法の一つであり、過去における実績動態、転入出や死亡を含む、から変化率を求め、これにより将来人口を推計する方法となっております。そのため、人口の推計値は、過去の実績人口と変化率に基づき、特定の計算により導き出された値であることから、御指摘の転入出や死亡は、計算上考慮されていることとなります。

なお、人口推計が増加している理由については、転入者数が多く存在したことが大きな要因になっているものと考えてございます。下の具体的な人口推計方法につきましては、省略させていただきます。

では、先ほど飛ばしました放課後児童健全育成事業について回答いたします。

#### ○事務局

最後に、放課後児童健全育成事業の設備及び運営基準についての御質問にお答えいたします。3ページを御覧ください。御質問の内容ですけれども、設備基準、資料3の3ページ、4ページ及び質問への回答の3ページの下段、ということで、専用区画及び備品の設置、専用区画の面積及び支援の単位について例外的な取扱い規定を設けるということで、前回まで市の方針として御説明しておりますけれども、それに対して、例外的な取扱いの期間を設けるとしているが、例外的な取扱期間は無期限となるのか。また、基準面積未満の19クラブ等において、今後利用児童が急激に増加し1人当たりの面積が著しく低下するような場合であっても例外規定で対象とするのか、という御質問です。

回答でございますが、当該条例案における例外的な措置は、通常、国の基準を満たすために建物の増築や、より広い建物の確保が必要となり、そのための労力と時間のほか金銭的負担も相当程度見込まれることから、あくまで例外的なものとして規定するものでございます。このため、例外措置についてその期間を無期限とすることは、国が示した基準を無視することになり無理であるとしても、具体的に期限を設定することは困難であることから、今後の推移を見ながら、期限の変更について検討してまいりたいと考えております。また、基準面積未満の19クラブ等については、基準の達成に努めていただく必要がありますが、仮に現状を上回る急激な利用児童の増加が見込まれる場合は、利用制限をせざるを得なくなることも想定されることから、極力状況の把握に努め、クラブの分割や新設等について、関係者と早急に検討することといたします。以上でございます。

#### ○会長（議長）

ただいま、前回の会議の時に各委員から質問があった、あるいは追加で質問してあったものに対する回答ですが説明をいただきました。何かございますでしょうか。これでよ

ろしいでしょうか。特に質問者の方々はよろしいですか。ないようですので、ただいまの  
前回までの質問に対しての回答は了承したものと取り計らいます。

それでは本日の1つ目の議事(1) 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みに  
ついて、事務局より説明をお願いいたします。

#### ○事務局

資料1 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて御説明させていただきます。  
本日の議事1 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについてですが、説  
明に入ります前に、前回の会議で御説明いたしておりますが、量の見込みについて、7月  
19日までに県へ最終報告することとされており、その関係上、当初の予定とは別に、本日  
の会議が開催されることとなりました。御出席いただいております委員の皆様、誠にあり  
がとうございます。

事務局より、量の見込みの補正内容及び補正後の結果をお示しいたしまして、締切りの  
関係もございしますが、本日が量の見込みについては最終ということで、御承認いただけれ  
ばと思っております。

それでは、まず前半部分の教育・保育のニーズにつきましては、私から御説明させてい  
たきます。それでは、さっそくですが、説明に入らせていただきます。

まず、資料1 子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて、を御用意いた  
だき、1ページ目をお開きください。

まず前回の会議でお示しいたしました、ニーズ調査結果に基づく量の見込みについて、  
でございます。

昨年行いましたニーズ調査は、国が示す調査票のひな形を基に作成しております。そし  
て、この調査結果を基にニーズ量を算出するため、国からは、量の見込みいわゆるニーズ  
量の算出の手引きが示されました。国が示す手引きに基づき、ニーズ量を算出した結果に  
つきましては、前回会議で概要を説明しており、その中身を見てみますと、実際の利用状  
況との乖離が見られるため補正が必要であると考えておりますことを、前回会議でお示し  
しておりました。

国の手引きによるニーズ量の算出方法における主な要因を挙げますと、まず、家庭類型  
に分類することにより、回答頂いた世帯に保育ニーズがあるかどうか、そして、今後の就  
労希望を取ることにより、新たに保育ニーズが出て来るかどうかを判断しております。具  
体的には、母親が専業主婦の世帯で、今後母親が就労を希望する場合には、新たな保育ニ  
ーズとして算出されます。逆に、就労世帯が専業主婦を希望する場合などは、保育ニ  
ーズが減少する仕組みになっております。その上で、施設、事業の利用状況、利用希望を伺い、  
施設や事業のニーズ量を算出しているものです。

この現在の状況と今後の希望を割合で算出し、27年度から31年度のニーズの推移は、将  
来人口推計により算出しているものでございます。

そして、その手法に基づいた形で算出いたしますと、実際の利用状況と大きく乖離して  
算出されてくる部分がございますので、それらを勘案しニーズ量の補正を行いたいと考え  
ております。右側の吹き出しですが、1つ目として、国の調査票が複数選択であるために、  
施設や事業のニーズが重複してカウントされている部分がございます。また、2つ目とし

て、提供区域を設定している場合などは、回答者の居住区のニーズとなるため、実際の利用状況と異なってくるものです。また、下の吹き出しですが、ニーズ調査の回答を得られなかった地区・年齢階層があるため、国の手引きによるニーズの算出ができない部分がございます。

これらについて、右下の枠になりますが、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業、それぞれのニーズについて、まずは国手引きによる結果を分析した上で、実際の利用状況や過去の実績推移などを用い、ニーズごとに最適と思われる手法により補正し、ニーズ量を推計いたしました。基本的には、平成 27 年度のニーズを算出し、28 年度以降は、国手引きによるニーズ量の推移や将来人口推計の増減率を用い 5 年間のニーズを算出しております。それでは、具体的な補正内容について御説明してまいりたいと思います。2 ページをお開きください。

はじめに、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業に関するニーズの補正について御説明させていただきます。まずは 1 号認定子どもについてです。1 号認定子どもの提供区域は市全域となっており、満 3 歳以上の子どもで主に認定こども園、幼稚園により教育サービスの提供を受ける子どもとなります。

1 つ目の表でございますが、国手引きによる補正前の数値となっております。そして、2 号認定を記載しております。こちらは、表の右側を見ていただきたいのですが、保護者の就労時間により本来は保育の必要性がある子どもですが、利用施設の希望が幼稚園における預かり保育を希望したものです。新制度では、1 号認定と預かり保育を利用することが見込まれる子どもになり、現在の幼稚園利用を希望する子どもと考えることができます。これらを合わせ、平成 27 年度が 1,841 人となっておりますが、真ん中の参考と書かれた表を御覧ください。

こちらは、実際の入所児童数となっておりますが、平成 26 年度実績と比較いたしますと、ニーズの方が少なく見込まれております。よって真ん中の補正手法に記載しておりますとおり、現在の幼稚園利用と、過去の利用実績の推移から推計した補正といたしました。着目した点といたしましては、利用実績の右側に、①平成 25 年度と平成 26 年度の利用者数の推移がほぼ同数となっておりますので、平成 27 年度ニーズの推計に当たっては、利用児童の前年比をスライドいたしました。また、ニーズ調査は市民を対象としていることから、過去の実績から推計するに当たり②の他市町村からの入所相当数を除きました。なお他市町村からの入所児童については、今後調整していくこととなります。

これら①②を反映させた表がひとつ下の表となっております。平成 22 年度から 26 年度の実績から 3% 除き、26 年度と 27 年度の前年比は 26 年度の前年比をスライドさせております。その上で、平成 27 年度のニーズ量を推計して、平成 28 年度から 31 年度については補正前のニーズ量の前年比を採用しております。最後に、求めた数値について 1 号 2 号の比率で案分することにより、平成 27 年度から 31 年度までのニーズ量を補正・推計いたしました。以上が 1 号認定子どもの補正内容になります。

続きまして 2・3 号認定子どもとなります。次の 3 ページをお開きください。

2・3 号認定子どもは、保育が必要な子どもです。主に認定こども園、保育所、地域型保育によりサービスの提供を受ける子どもとなります。そして、提供区域は 10 地区となっており、参考として、昨年御審議いただきました、提供区域の図をお示ししております。

2・3号認定子どものニーズにつきましては、先に御説明いたしましたとおり、ニーズ量が多く算出されており、実際の利用状況との乖離が大きくみられることや、回答が得られなかった地区・年齢区分がございました。これらを補正するための手法といたしまして、真ん中に記載しております、①国の手引きによるニーズ量を現在の利用相当分と潜在ニーズ、将来の希望から推計されるニーズに切り分け、実際の利用状況と比較し、乖離の状況をみて補正いたしました。②といたしまして、母親の育児休業の取得を考慮いたしました。

補正の大きな部分といたしましては、①となりますが、下にイメージ図を載せております。まず、一番左の国手引きニーズ量ですが、算出されたニーズ量には、現在利用している方のニーズと、今後、就労希望があることにより生まれる新たなニーズ、潜在ニーズが含まれております。国の手引きにおける現在の利用と今後の利用希望、今後の就労希望による家庭類型の変化に着目し、割合などを基に実際の利用相当と潜在ニーズを推計して切り分けたのがひとつ隣の図になっています。

そして、その隣の図が、推計した実際の利用相当と現在の利用、実利用よりニーズが多く算出されている部分を乖離分と考え、新たな潜在ニーズに対しましてもその乖離率を適用することにより、多く算出されているニーズを補正しました。最後に、実際の利用と補正した潜在ニーズを組み合わせることにより、現在のニーズにも対応しつつ、新たな潜在ニーズにも対応することが可能であるものとして、①の補正による量の見込みを算出いたしました。次のページからこの流れを具体的に行ったものをお示ししてまいりたいと思います。次の4ページをお開きください。

こちらは、国の手引きにより算出いたしました平成27年ニーズ量を補正する前の数値と、現在の利用状況と比較した一覧となっております。一番上の市全域で比較いたしますと、上段の①の実際の利用状況、こちらは25年末の数値であり、1年で保育ニーズがピークを迎える年末の実利用と比較いたしましても、算出したニーズが約15%多くなっております。下の各地区の状況を見ましても、実際の利用状況との乖離が見られます。また、下から3つ目の館地区の3号1・2歳児におきましては、調査対象者からの回答が得られなかった年齢区分であり、ニーズ量が算出できず、実利用と比較いたしますと、半分程度のニーズ量しか算出できなかったものとなっております。次のページを御覧ください。

ここからが補正①の内容となります。図が少し細かいですが、順に説明いたします。まず左が補正前の数値、国の手引きによる数値、真ん中が実利用、右が補正後の数値となっております。下段が各地区における量の見込みとなっており、上段がこれらを積み上げた市全体でみた数値となっております。補正の流れは市全体を中心に行っております。

まず一番左の手引きによるニーズ量ですが、その調査結果を分析いたしまして、利用実数相当、実利用相当と潜在ニーズ、新たなニーズを推計した数値を上から2段目にカッコ書きでお示ししております。利用実数相当が、3号0歳で998人、3号1・2歳で1,967人、2号3,406人と推計いたしまして、そのまま一番右の枠に進みますと、0.879、1.015、0.944と割合をお示ししております。この割合は、3号0歳で見ますと、左の枠ニーズ量に含まれる利用実数相当の998人と、真ん中の枠、実際の利用の887人との割合で、これを乖離率といたしました。

そして、その乖離率を、一番左の枠で行きますと上から2段目にございます潜在ニーズの174人に0.879を掛け算することにより多く出てしまったニーズを補正した数値が、下



の矢印の先にございます、右枠の潜在ニーズ 153 人となります。同じように、3号1・2歳 240人、2号 192人が補正後の潜在ニーズとなります。

この補正後の数値を、地区ごとの人口で振り分けいたしましたものを、右枠の下にお示ししております。例を挙げますと、3号0歳のA地区は9人と45人となっておりますが、補正後、0歳の潜在ニーズを振り分けた結果9人、真ん中の枠の実際の利用36人と合わせて45人となっているものです。

実際の利用を考慮することにより、H館地区の3号1・2歳の部分も補正できることとなり、また、居住区ではない他の提供区域を利用している状況も考慮したニーズとすることができます。

以上が、ニーズ量と実際の利用を比較した補正となります。次のページに実際の利用状況と再度比較いたしました一覧をお示ししております。6ページを御覧ください。

補正前と比較いたしますと、市全体で見た場合、ニーズと実利用との差は約4%減となっております。実利用を考慮することにより、提供区域間の利用や館地区のニーズ推計できなかった部分も補正されております。

続きまして、右側の枠ですが、補正②といたしまして、育児休業の実態を考慮した補正となります。この補正は、国においても作業の手引きの算出によると、育児休業の取得状況が必ずしも反映されない数値となる、ということ把握しております。国が示した調査票から育児休業等の設問を自治体の判断により削除した自治体に対し、補正検討へ対応するため、今回の育児休業に関するニーズ調査を行っているか、行った自治体の結果を集計するなど全国的な調査を行い、設問を設定していない自治体向けに、一定の調査結果も示されているところであります。

当市におきましては、ニーズ調査の中で、育児休業の取得状況等についての設問を設定しておりますことから、その結果を用いて補正値を求めました。

調査結果の就労している母親のうち、育児休暇を取得した人数から、1年以上取得した人、2年以上取得した人の割合を求め、補正率を求めております。そして、取得年数に応じて、0歳と1・2歳のニーズ量を補正しております。次のページを御覧ください。

こちらが育児休業を考慮した補正を行った後のニーズ量となります。補正いたしましたニーズ量を平成27年度のニーズ量といたしまして、以降平成28年度以降につきましては、次ページ以降に記載してございますが、補正前の年間ニーズ量の推移を用いまして、計画期間5年間のニーズ量を推計いたしております。次の8ページを御覧ください。

8ページは3号認定子どものニーズ量になります。左側が0歳児のニーズ量でございます。上段が、補正前のニーズ量でございまして、平成27年度を基準に、平成28年度以降の前年比を算出しております。下の表ですが、補正後の数値を地区ごとに比率を平成27年度にあてはめまして、以降、平成28年度から31年度までのニーズ量を比率により推計しております。

なお、館地区の1・2歳児につきましては調査結果が得られなかったため、0歳児の前年比をスライドして算出しております。次のページ、9ページをお開きください。

9ページが2号認定子どものニーズとなります。こちらも3号認定子どもと同様の方法で5年間のニーズ量を算出いたしました。

以上で1号、2・3号教育・保育の量の見込みについての説明を終わらせていただき

ます。引き続き、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて御説明させていただきます。

#### ○事務局

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについて御説明いたします。座って説明をさせていただきます。

資料の10ページを御覧ください。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法におきまして、市町村が行うものとされており、当市で実施を想定、あるいは関連する事業として、11事業がございます。これらについて、事業ごとに量の見込みを設定する必要がありますので、次のページから順次、御説明いたします。11ページをお開き願います。

1、時間外（延長）保育事業について御説明いたします。この事業は、提供区域を市内10地区と設定しております。

これは、保育所において通常の利用時間を超えて保育する事業であることから、2号・3号認定児童の提供区域に合わせて、10地区を設定することとしたものです。

次に、ニーズ量の補正につきまして、資料の中段、補正前の国の手引きによるニーズ量を御覧いただきますと、資料下段の平成22年度以降の利用実績に比べまして、多い数字となっております。このことについて内容を精査したところ、資料上段の補正手法の四角の説明のとおり、国の手引きでは利用希望が18時以降の場合を対象としているところ、調査結果では18時ちょうどと回答した場合もニーズ量として含まれていたため、その割合を除くこととしました。

また、資料下段の補正後（全体）のニーズ量を御覧いただきますと、27年度のニーズ量をまず算出して、この数字を基準とし、28年度以降につきましては、将来人口推計の前年比を乗じて算出しております。さらに、このニーズ量を、次の12ページで10地区に案分しております。12ページをお開き願います。

ここでは、米印にありますとおり、2号認定・3号認定児童の教育・保育の量の見込みにおける地区ごと人数に合わせて、11ページで算出したニーズ全体量を案分した量の見込みを載せてございます。続きまして、13ページをお開き願います。

2、放課後児童健全育成事業について御説明いたします。この事業は、小学校の近隣での利用が想定されるため、小学校区を提供区域として設定しております。補正手法としましては、まず、資料中段、補正前の就学児調査によるニーズ量を御覧いただきますと、将来人口推計の推移が反映されているため、年々ニーズ量が減少していく見込みとなっております。しかしながら、資料下段の22年度以降の利用実績を御覧いただきますと、年々利用者数が増加してきていることから、今後もニーズ量は増加していくことが想定されますが、増加率は、人口減少の要因もあることから、年々減少するものと推計して、27年度から31年度までのニーズ量を算出しております。次の14ページでは、13ページで算出したニーズ量を、小学校区ごとの実利用者数で案分しております。14ページをお開き願います。

ここでは、例えば八戸小学校区など、本事業は実施されていないものの、児童館が設置されている学区は除いております。なお、この中で、25番の轟木小学校区については、現在、本事業が実施されていない上、児童館も設置されていないため、26年度の実績はゼロ、

27 年度以降については、ニーズがあるものとして量の見込みを算出しております。続きまして、15 ページをお開き願います。

3、子育て短期支援事業（ショートステイ）について御説明いたします。提供区域は市全域。事業内容としましては、保護者の疾病その他の理由により、児童の養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設、市内では浩々学園を利用して、短期間児童を保護する事業で、宿泊を伴うものであります。

補正手法としましては、調査結果では全ての就学前児童のニーズ量が反映されておりますが、市では現在、2歳以上の児童が事業対象となっているため、国の手引きによるニーズ量から、0歳児及び1歳児の割合を除くこととしました。これにより、資料下段の補正後のニーズ量のとおり、27年度を延べ67人と算出し、28年度以降は、将来人口推計の前年比を乗じて算出しております。続きまして、16 ページをお開き願います。

4、地域子育て支援拠点事業について御説明いたします。提供区域は市全域。この事業では0歳から2歳までのニーズ量を出すこととされております。事業内容としましては、地域の子育て家庭の交流の促進や、育児相談等を実施しているもので、現在は15の保育所及び八戸ポータルミュージアム4階のこどもはっちで行っております。資料中段、補正前のニーズ量を見ますと、年間のニーズ量が現状よりも大幅に多い数字となっております。このことについて精査したところ、補正手法の①のとおり、調査結果では全ての家庭のニーズ量が反映されておりますが、保育所で行われている事業は、現在家庭で保育を行っている親子の利用が一般的であること、また、ニーズ量にはこどもはっちの利用希望も含まれておりますが、就労家庭のこどもはっちの利用は、ほぼ週末に限られると考えられることから、これらに該当するニーズ量を除くこととしました。加えまして、②のとおり、調査では利用希望が週1回に満たない場合、例えば月1回などと回答した場合も、週1回としてニーズ量に含まれていることがわかりましたので、その割合を除きました。これらにより算出したニーズ量が、資料下段の補正後のニーズ量となっております。次に、17 ページをお開き願います。

一時預かり事業につきましては、3つの区分に分けて、それぞれニーズ量を出すこととされておりますので、まずは5-1、幼稚園の預かり保育、1号認定分について御説明いたします。

提供区域は市全域。事業内容としましては、幼稚園において、在園児を対象に、通常の見園時間を延長して預かる、預かり保育を実施するものでございます。

補正手法としましては、資料中段の補正前のニーズ量と、資料下段の25年度の利用実績を比べますと、25年度の利用実績の方がニーズ量を上回るため、利用実績から推計してニーズ量を算出することとしました。資料下段の補正後のニーズ量を御覧いただきますと、27年度以降のニーズ量については、1号認定児童のニーズ量と同じ推移となると考えられるため、その前年比を用いて算出しております。なお、24年度以前の利用実績につきましては市でデータを把握していないため、25年度に県が実施した調査を基に、25年度実績を推計しております。続きまして、18 ページをお開き願います。

5-2、一時預かり事業のうち、幼稚園の預かり保育で、2号認定に該当する児童を対象としたニーズ量について御説明いたします。こちらも提供区域は市全域。補正手法としましては、資料中段の補正前のニーズ量と、資料下段の25年度の利用実績を比べますと、

補正前のニーズ量は実際の利用状況と乖離しているため、利用実績から推計してニーズ量を算出することとしました。資料下段の補正後のニーズ量を御覧いただきますと、27年度以降のニーズ量については、先の17ページの補正手法と同様に、1号認定の児童のニーズ量と同じ推移となると考えられるため、その前年比を用いて算出しております。続きまして、19ページをお開き願います。

5-3、一時預かり事業のうち、幼稚園の預かり保育を除くものについて、御説明いたします。恐れ入りますが、ここで、資料の訂正がございます。資料中段、補正前の国の手引きによるニーズ量3歳から5歳児及び資料下段、補正後の右横、3歳から5歳児、となっておりますが、どちらも、3歳からではなく0歳から5歳児の誤りでございます。ニーズ量の数値は、どちらも0歳から5歳児の数値となっております。訂正してお詫び申し上げます。

それでは、上から順次御説明いたします。提供区域は市全域、事業内容としましては、幼稚園以外、つまり保育所や認定こども園で一時的に児童を預かるものです。補正手法としましては、補正前のニーズ量が、実際の利用状況よりも大幅に多い数字となっているため精査した結果、この事業は、幼稚園や保育所に入園していない児童の利用が一般的であることから、補正手法①のとおり、父母ともフルタイム就労家庭の本事業の利用は考えにくいいため、その量をニーズ量から除くこととし、②のとおり、調査の中で定期的な教育・保育事業を利用していないと回答した割合を用いて、資料下段の補正後のニーズ量を算出しております。28年度以降のニーズ量につきましては、27年度のニーズ量に将来人口推計の前年比を乗じた数値となっております。続きまして、20ページをお開き願います。

6、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）について御説明いたします。提供区域は市全域で、本市では、病気の児童に対する保育としては、病児・病後児保育の利用が一般的で、ファミリー・サポート・センターの利用実績はほぼないことから、病児・病後児保育の利用を想定してニーズ量を算出しております。補正手法としましては、補正前のニーズ量を見ますと、実績よりも大きい数字が出ておりますが、現在、最大で延べ約5,800人が利用可能であるところ、最大量まで利用されていないことから、補正前の国の手引きによるニーズ量は、過大であると考えられます。そこで、利用者がこれまで年々増加していった実績を踏まえまして、調査から得られた利用希望割合、人口比の33.8%までニーズ量が増加していくものと推計しました。具体的には、資料下段の右側、就学前人口を御覧いただきますと、平成31年度が9,991人となっており、このうち33.8%の利用希望があると推計し、補正後のニーズ量の平成31年度の延べ人数3,377人を算出しました。さらに、平成26年度から31年度まで、同数（150人）ほどずつ増加するものと推計して、各年度のニーズ量を算出しております。続きまして、21ページをお開き願います。

7、利用者支援事業について、御説明いたします。提供区域は市全域。事業内容としましては、多岐に亘る子育て支援事業から、最適な事業を利用者につなぐ支援を行うものがございます。この事業につきましては、今年の3月19日に開催しました、平成25年度八戸市第4回子ども・子育て会議において、本市では未実施の事業であると説明させていただきましたが、事業の内容が、こども家庭課の業務の中で通常行っているものであることから、現在のところ事業化する予定はないものの、市で実施するとすれば、本庁の1箇所

が想定されることから、ニーズ量として1箇所と記載しているものであります。

次に、8、妊婦健診事業について、御説明いたします。こちら提供区域は市全域。事業内容としましては、妊婦健診に対する公費助成を行うものであります。この事業のニーズ量は、調査によらず推計することとされており、全ての出生児の母親を対象とすることから、推計出生数からニーズ量を算出しております。なお、ニーズ量に相当する妊婦数は、過去の実績から、当市では転出・転入などの要因により、推計出生数掛ける1.1の割合であることがわかっておりますので、27年度以降のニーズ量につきましても、同じ割合を用いて算出しております。

次に、9、乳児全戸訪問事業について御説明いたします。こちら提供区域は市全域、事業内容としましては、全乳児家庭に対して、保健師及び、当市では看護師も含めて、各自宅を訪問し、発育状況の確認及び子育て支援の情報提供を行うものであります。ニーズ量はこちら調査によらず推計することとされており、市内全ての出生児を対象とすることから、推計出生数をニーズ量として設定しております。続きまして、22ページを御覧ください。

10、ファミリー・サポート・センター事業（就学児）について御説明いたします。この事業は、就学児のニーズ量を出すこととされており、提供区域は市全域となっております。事業内容は、育児の援助を受けたい人（依頼会員）と、支援したい人（提供会員）の相互の間で、育児の援助を行うものであります。補正手法としましては、補正前のニーズ量よりも過去の利用実績が上回るため、過去の利用実績から推計することとしました。資料下段の補正後のニーズ量は、23年度から25年度までの平均値から26年度の実績見込みを算出し、27年度以降につきましても、将来人口推計の前年比と同じ推移となると推計して、前年比を乗じて算出しております。

最後に、23ページ、11、養育訪問事業、その他要保護児童等に対する支援に資する事業について御説明いたします。事業内容の1つ目として、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行う事業、2つ目として、要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、関係機関の専門性強化と、ネットワーク機関の間の連携強化を図る取組を実施するものであります。ニーズ量は、調査によらず推計することとされており、当市の現在の状況としましては、訪問事業は実施していないものの、関連事業として実施している取組が3つございます。1つ目として、乳児家庭訪問を通じて子育て家庭の状況把握に努めていること、2つ目として、家庭相談員及び女性相談員を配置し、児童の養育や家庭福祉の相談に応じていること、3つ目としては、児童虐待等の案件が発生した場合、関係機関と連携し対応しておりますが、これらを踏まえましても、現時点では、ニーズ量を具体的に把握することが難しいため、当初の計画にはニーズ量を盛り込まないこととしますが、今後、計画期間において必要と見込まれる場合には、事業の実施を検討することとしたいと考えております。

以上で、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについての説明を終わらせていただきますが、本案件に関しまして、2点お願いがございます。

1点目としまして、繰り返しとなり恐れ入りますが、量の見込みにつきましても、県への報告が今週までとなっておりますことから、本日の会議にて、御審議及び承認をいただきたいと考えております。

2点目としましては、他市町村の子どもが、市内の施設を利用する場合の量の見込みにつきましては、近隣市町村との連絡及び調整作業が必要なため、事務局に一任いただきたいと考えておりますので、御承認をいただきたくお願い申し上げます。

なお、子ども・子育て支援事業計画は、毎年度、子ども・子育て会議において、点検・評価が必要となっておりますことから、量の見込みにつきましても、状況に合わせて、検討あるいは変更の余地がありますことを申し添えます。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○会長（議長）

ただいま子ども子育て支援事業計画における量の見込みについて説明をいただきました。前回の時、2週間、3週間しかない間に補正をし精査してニーズ量を見込んだということですので、会長として御苦勞様でしたということをお願いしたいと思います。大分全般にわたって見直しをしていただいた。その結果、今出てきた数字だということですが、委員の皆様から何か御質問等ございますでしょうか。今日ここで決めたいということです。

○委員

お尋ねしたかったのですが、地域子育て支援事業は確か13事業設定されていたと思いますが、本日のニーズについては11の説明がありました。あと2つについて、今後市としての取組の予定などお聞きしたかったです。

○事務局

お答えします。ただいま御説明したのは11事業ということで残り2事業につきましては保育材料と実費負担を公費で行う、補助する事業が1つ。それからもう1つが新規事業者の参入を促進する事業が1つ、合わせて13事業ということでございます。1つ目の保育材料の方を公費で補助する事業につきましては、現在、学校教育課で幼稚園の入園児に対して同様の事業をやっておりますことから、まだ現在事業化の見込みは立っていないという形でございます。それから新規事業者の参入事業については、現在こども家庭課で、株式会社等の民間事業者の参入の申入れが今までないということで、そちらについても現在事業化する考えは今のところ持っていないという状況でございます。以上です。

○会長（議長）

よろしいですか。

○委員

保育材料の補助の事業につきましては、もし、行われることになった場合は1号認定子どものみが対象になるのでしょうか。

○会長（議長）

はい、事務局。

○事務局

そちらの事業につきましては、児童福祉法で法定化された事業でございますので、もし市が今後実施するということになりました場合については1号認定限定ということではなく、1号2号3号の児童も対象を検討していく必要があるというような形で、あとは市の財政状況によってという判断が出てくるかと思えます。以上です。

○委員

是非全ての子どもに最善の利益という観点から新しい事業として市の方で取り入れていただければと思いますのでよろしくをお願いします。

もう1つお尋ねします。地域の子育て支援事業4番の地域子育て支援拠点事業についてですが、認定こども園は子育て支援が、必ずやらなければいけない項目に入っております。そういった意味で認定こども園がこの事業には入らないということになりますか。それとも認定こども園は基本段階の中に子育て支援が含まれていたと思うのですが、その他にこの事業にも参画することができるのでしょうか。

○事務局

後日調べまして改めてお答え申し上げたいと思います。すみません。

○会長（議長）

よろしいですか。他にございませんか。ないようですので、今の質問については直接報告するという事によろしいですね。

○事務局

回答が出ましたら、委員の皆様全員に対して御回答申し上げたいと考えております。

○会長（議長）

今の質問は今ここで決めるためにどうしても不可欠なことではないようですので、回答を待たずして、ここで計画を決められると思いますがどうですか。今の質問の回答がなければ皆さん決められませんか。

○委員

量の見込みに入らないということは計画に載らないということにならないのであれば。

○会長（議長）

理解としては、それによってはこれに反対があるということですか。

○委員

どういう形になるのでしょうか、お聞きしたいです。

○事務局

議長、少しお時間いただけますか。大事なことなので。

○会長（議長）

質問者がよいですよということでしたらここで決めて、市の方針が後から出てくればよいのですけれど、この事業計画を認定するに当たって反対者が出るか出ないかという大事なところなので。それともここを保留にしておいて（２）へ進みますか。

では、別室で調べるのでしたらそう願います。こちらでは（２）の保育の必要性の認定について、を先に進めたいと思います。

改めて（１）子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについて、一部委員から質問がっておりますので、これを確定させるために事務局の一部のメンバーは回答を急いでください。そして（２）保育の必要性の認定について、を議題として進めます。事務局から説明願います。

○事務局

それでは、議題の（２）保育の必要性の認定について、御説明させていただきます。長くなりますので、座って御説明させていただきます。まず、資料２の１ページ目を御覧いただきたいと思います。

まず、保育の必要性の認定に係る事由についての全体像でございます。現在、保育所に入所することができる児童かどうかの判断として、保育に欠けることが必要となっております。この保育に欠けるというのが、保護者の都合により、家庭で保育を受けることができるかどうか、できない場合には保育に欠けるという児童に該当してございます。新制度につきましては、保育に欠けるということではなく、保育の必要性があるかどうかによって判断していくこととなります。まず、順番に、現行の保育に欠ける事由から御説明していきたいと思います。まず、市の条例、こちらは八戸市保育の実施に関する条例になりますが、それらに定める事由の概要となります。保護者が以下のいずれかに該当することが条件でございます。まず、（１）と（２）として、（１）では居宅外での労働、（２）では居宅内での労働になります。（２）につきましては、例えば、居宅内で居宅に併設された店舗等での就労を行っている、いわゆる自営業というようなものがこちらに該当してきます。こちらについては、いずれも、月 64 時間以上の就労があることが、保育に欠ける条件となっております。他の事由といたしましては、保護者が妊娠中又は出産後間がないこと、（４）として疾病、負傷、障害を有していること、（５）同居の親族を常時、介護又は看護していること、（６）震災、風水害、火災等の災害復旧に当たっていることとなっております。（７）のその他市長が上記に類すると認める場合については、求職活動を行っていること、現在は市では 5 か月間は入所を認めるという取扱いになっております。さらに、職業訓練を含みまして就学の状況、就学期間内であることが条件です。あと、上の（５）については、同居の親族の場合と記載されておりますが、市の取扱いとしましては、別居親族の場合にも同じく保育に欠けるという適用を行っております。さらに、八戸市保育所入所選考基準に基づきまして、児童虐待の防止に関して特別の支援を要する家庭につきましては、保育所入所の際、優先度を上げるというような取扱いをしてございます。

資料の右側でございます。こちらが、子ども・子育て支援法施行規則案に規定されてい



る事由の概要でございます。まず、表でございますけれども、四角で囲んでいるものについては、次のページ以降で、本会議で御審議いただく内容となっております。それから、下線を引いている部分については、現在、新制度に伴いまして新規に明文化されたものになります。

この下線を引いているものにつきましては、明文化されたか、されないかをここで表しているということで、市では、これらについても保育に欠けると認め、保育所に入所を認めている状況にありますので、こちらについては、保護者には影響が出てこないものになります。

それでは、まず御審議いただく内容についてですけれども、(1)ひと月において、48時間から64時間までの範囲内で市町村が定める時間以上労働することを常態とすること、となっております。この米印の1については、次以降の資料の番号と一致させるために米印をつけています。こちらでは、市町村が定める時間を48時間から64時間までのいずれの時間で設定するかということについて御審議いただきたいと思っております。飛びまして、(10)です。その他上記に類する状態について市町村が定める場合とございます。これは、新制度に伴いまして、何を市町村が認めるかということについて、御審議いただきたいと思えます。この(10)については、(4)についても関連性がございますので、(4)も四角で囲んでいるものでございます。この2つについては、次のページ以降、その内容と事務局案をお示しした上で、御審議いただきたいと思えます。

それでは、資料の2ページを御覧いただきたいと思えます。米印の1番として保育短時間認定における就労時間の下限設定についてでございます。こちらについては、まず、保育短時間認定という言葉がでてきますが、それをまず御理解いただくために表に記載しておりますが、図式化したものをお見せしたほうがよろしいと思ひまして、本日、追加資料ということで1枚追加してございます。右側に資料2追加資料と記載されている資料を御覧いただきたいと思えます。

新制度では、市では、保護者の申請に基づきまして、就労実態等に応じて保育時間の認定を行います。その認定に当たっては、保育標準時間と保育短時間と大きく2つに分けることができます。保育標準時間につきましては、これは保護者のフルタイムの就労を想定したものとなっております。保育所を最大11時間利用することができるというものとなっております。保育短時間につきましては、保護者のパートタイムを想定したものとなっております。保育所を最大8時間利用することができるという内容となっております。いずれに関しても、この最大利用時間を超えた場合には、延長保育での対応というふうになっております。これを保育標準時間、保育短時間と分けるための基準となるものが、1か月当たりの就労時間でございまして、資料の右側にあるとおり、1か月当たり120時間程度の就労を上回る場合には保育標準時間、下回る場合には保育短時間での認定という形になります。この保育短時間でございまして、上限については、際限なくというような形になっておりますけれども、下限につきましては、1か月当たり48から64時間の間で市町村が定める就労時間としてくださいというのが、資料のとおりでございます。それでは、資料2、2ページへお戻りいただきたいと思ひます。対応でございます。こちらは事務局案となっております。当市における保育短時間利用に当たっての就労時間の下限は、月64時間以上としたい、つまり現行どおりにしたいと考えております。その理由といたし

まして、まず1つ目の丸でございますが、昨年10月に実施しました八戸市子ども・子育て支援ニーズ調査結果のグラフを掲載しております。このグラフによりますと、約98%が月64時間以上の就労をしているということになります。具体的に申し上げますと、例えば1日4時間、週4日の就労で、1か月4週間、その分の就労をしていれば64時間の就労となります。1日4時間で週3日の場合だと48時間就労となっておりますので、98%前後が月64時間以上の就労をしているというような形になってございます。2つ目の丸でございますが、国の議論におきまして、就労時間の下限については、一時預かり事業で対応可能な短時間の就労は除くとされております。3つ目の丸といたしまして、本市では現行の基準が市民に浸透していること、また、保育ニーズが今後更に高まることが予想される中で、まずは64時間以上の保育ニーズに応える必要があります。これを下回る就労については、一時預かり事業等で対応するものとしたい、ということで現行どおりの月64時間以上ということで御提案させていただいております。資料には記載してございませんけれども、補足説明をさせていただきますと、本市では、保育の必要がある児童については、できる限り多くの児童に保育を提供したい、というふうに考えております。しかしながら、現行において、保育所等の施設における児童の受入れ人数には限界があるということで、その中で、もし下限を48時間まで拡大した場合につきましては、48時間の就労をしている保護者の児童よりも、より保育を必要とする子どもの方に影響を及ぼす可能性があるということが危惧されております。それを解消するためには、緊急的に施設整備も必要となってくるものと考えてございます。そのため、現在の状況につきましては、保護者への影響をできるだけ少ないものとしたいということで、現行どおり64時間で御提示させていただいております。なお、新制度実施に向けまして、既存施設、例えば幼稚園が認定こども園に移行するなどした場合については、その認定こども園で保育を必要とする子どもの受入れも可能になってくるということで、児童の受入れ最大人数が変わってくるということで、現状から変化を見せるということで、その移行につきましては、今年度限りではなく、数年先に移行したいという園もでてくるものと今後考えていますので、その推移を見ながら、その就労時間の下限について今後検討していきたいというふうに考えております。そのため、本日御提案させていただいております下限を64時間ということにつきましては、最終的なものではなく、今後下限時間の拡大などの変更がありうるものと御理解いただきたいと考えてございます。

次に資料の3ページをお開きいただきたいと思います。まず米印の2つ目でございます。市町村が認める保育の必要性の事由でございます。こちらは、以下の事由を市町村が認める事由として追加したいと考えております。それは、別居の親族を常時介護又は看護しているということを含めたいと考えております。理由といたしまして、1つ目の丸ですが、現在の日本では、核家族世代が約60%を占めるほか、高齢化により65歳以上の者がいる世帯のうち単独世帯、夫婦のみの世帯が54.1%となっております。このため、当該世帯に対する介護・看護を児童の保護者が担っているケースが多くなってきてございます。2つ目の丸といたしまして、現行において、本市では、同居に限らず、別居の親族についても保護者が介護又は看護している場合は、保育に欠ける事由として認めている現状がございます。3つ目といたしまして、子ども子育て支援法施行規則案では、同居の親族に対する介護・看護のみが認められておりまして、別居の場合は認められてはいないという規定にな

ってございますので、不公平感が拭えないということでございます。以上の理由から、別居の親族についても認めたいというふうに考えてございます。あと、最後に、参考といたしまして、資料4ページに子ども子育て支援法施行規則案を原文のまま記載しております。参考として御覧いただきたいと思っております。以上でございます。

○会長（議長）

ただいま（2）保育の必要性の認定について、ということで2点、八戸市として示したいという、64時間にしたいということと、別居の親族の介護・看護している場合も追加したいという説明でございましたが、委員の皆様から何か御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

○委員

確認ですが、（1）の月48時間から64時間というこの文章の所の48時間は抜かして64時間と限定して記入するということですか。

○事務局

そうです。こちらについては現行と同じように月64時間以上の就労をしていることを常態とするというような読み方になっていたと思っております。以上です。

○委員

将来人口が減って色々と短時間でも利用したいという人が出てきた場合でもそれは一時預かりというところで対応するよということでしょうか。

○事務局

将来の少子化、それから現在保育を必要とする子どもを受け入れていない施設、幼稚園とかそういった施設が今後認定こども園になって保育を必要とするような子どもを受け入れるというようなことも想定されますので、全て今後一時預かりで対応するというのではなくて、その状況を見ながら48時間に下限を拡大していこうというようなことも検討していきたいというような形になっております。

○委員

今おっしゃった検討していきたいという文言はどこに残るのでしょうか。

○会長（議長）

委員の質問も答弁もちゃんと議事録に残ります。

○事務局

この会議での発言は議事録に残りますし、委員の皆さんへ会議録を配付いたします。あと資料3の回答の部分についてもその部分を記載してございます。

○会長（議長）

はい、委員。

○委員

あと1つ、一時預かりの事業の利用方法ですが、今の週に3日という利用方法が決められていますけれども、この64時間に当てはまらなくて、例えば1日2時間、月曜日から土曜日まで、そういう利用方法をしたという人があった場合でもそういうのを受け入れてよいという状況にしていだけるということでしょうか。

○事務局

はい、お答えします。1日当たりの一時扱いの利用時間が常時長時間に及ぶ場合については一時預かりではなく、通常どおり入所していただきたいと考えているところです。常時短時間の場合につきましては、現在と同じ取扱いというふうに考えています。

○委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

○会長（議長）

よろしいですか。他に質問はございませんか。ではないようですので（2）の保育の必要性の認定については事務局の説明どおり、これを了承するというところでよろしいでしょうか。では了承ということでございますので、そのように取り計らいます。

それでは先ほど1つ目の子ども・子育て支援事業計画における量の見込みについての質問の回答をお願いします。

○事務局

先ほどの12番実費徴収に係る補足給付を行う事業と13番多様な主体がこの制度に参入することを促進するための事業ということでございますが、これらがなぜ載っていないかということですが、昨年度の3月の第4回会議におきまして提供区域を設定いたしました際に、現在未実施事業であって、その時点においてこれらを実施する考えがなかったものですから、この提供区域をなしと記載しておりまして、基本的にはこれは現時点ではやらないということが皆さんの了解を得たものと理解しておりました。利用者支援の部分もなしにしておりましたが、これも当時未実施ということを出しておりましたけれども、ニーズ調査を踏まえますと一定量のニーズがあるということと、一方、市でその事業をやっているということの絡みで、ニーズについては、一定量のニーズがあるということが分かりましたので、ニーズについて今回は載せておくということです。確保方策については、今のところ実施は将来的なことを見据えながら考えていくということとしております。また、これについては先ほどの認定こども園が可能かということですが、一般的な考え方としてですが、公定価格に経費が入っているとすれば、こちらと合わせて行うというのは難しいものと考えますけれども、ただ、詳しくこの各13事業の実施要項がはっきりしないと、本当にできるかどうか、なかなか明言できない部分がございます。それはあくまで確保方策に影響し

ますので、今のニーズについては特に影響はないと思います。

そのニーズをどのように実施していくかという時に、従来の保育園等の部分でやっているのか、それとも認定こども園もそこに入ってくるのかという、確保方策の部分での影響と思いますが、ニーズ量そのものについては特にそれによって影響が及ばないと思いますので、それで御了解いただきたいと思います。

○会長（議長）

委員、どうですか。

○委員

未実施事業については是非、今後も検討課題として市の方でもお考えいただければと思います。また支援センターについてですが、近隣の市町村の方で支援センター分の面積さえあれば今時点で子育て支援の拠点事業をやっている幼保連携型の施設がございます。そういった意味で是非そちらも御検討いただければと思っておりましたので、よろしく願いいたします。

○会長（議長）

では、質問に対しての回答があり、質問者も了解をいただきました。改めて他に御質問ございませんか。ではないようですので、先ほど事務局から説明いただいた時に県の方に出すのですけれども、他市町村との打ち合わせが必要だと、従ってそのことについては事務局に任せていただきたいということがありました。そういうことも含めてこの支援事業計画における量の見込みを了解することに御異議ございませんか。では出席者全員でこれを了解いたします。

次は（３）その他について委員の皆様から何かございませんか。

○委員

今、ニーズ調査がこれで形となって県にいくと思います。そうしますと27年度に向けてこのニーズ調査から出た量の見込みが確定されまして、ここから先、幼稚園が選択をして認定こども園になったり又は給付型になったりということ動いていくのですが、認定こども園になった場合又は給付型になった場合、認可定員の他に利用定員を現状の園児数から認めていただくという作業があるのですが、その時にここで出てきた量の見込みというものが大きな影響があるものでしょうか。そのところをお伺いしたいと思います。

○事務局

はい、お答えします。事業計画策定に当たっては、今日御審議いただきました量の見込み、需要の部分と施設、例えば幼稚園であれば幼稚園全体の最大受入れ人数合計数、これが確保方策の供給量などの形になりますが、この差によって、需要と供給のバランスを見まして今後の確認定員を決めていく形になります。確認定員にはその施設の認可定員の他に市町村が定める確認定員という形になってくるのですけれども、その提供区域において、余りに供給量が多過ぎる場合については市で利用定員を下げっていくという場合もあります

が、幼稚園に関しては現在県内いずれの市町村においても定員割れが続く状況ですので、極端に下げないというのはあまりないような気がします。その状況を見ながら判断していくこととなりますけれども、認可定員を超えることはない想定されておりますので、あとは認可定員と一致させるか又は現状の入所児童を見て状況を判断するような形になってくると思います。ただ公定価格の利用定員から見ますと、認可定員で決めるよりもそこから定員を下げた定員の方が単価的には高くなるので、そこは施設のそれほど不利な状況になるものではないというような認識でございます。以上です。

#### ○委員

それに付け加えまして、現状の園児数というものが今ありまして、おっしゃられたとおり認可定員よりはだいたい少ない数が、定員割れしている形で現状の園児数がある訳ですが、確認定員が現状の園児数よりも地域の状況から見てぐっと下がってしまうという、そういうことは市からの指導などがあるものでしょうか。

#### ○事務局

市の利用定員を定めるに当たっては、事業者からの確認申請に基づき利用定員を決めていく形になります。ですから現在のところ、利用定員が事業者からこの定員でやってほしいという申請があった場合、それが市でどのようにして上げたり下げたりしていくのかという具体的な手続きというのが国から示されていない状況ですので、これについてはまだ明言はできませんが、例えば120人の認可定員があつて実際には40人ぐらしか入所児童がなかったというような場合については、今現在で考えているのは事業者が認可定員どおりにしてほしいというような希望があつたとしても、40人の入所児童に合わせて、せめて50人、60人ぐらまでは下げませんかというような施設との協議になっていくのではないかと受け止めてはいます。ただ今後、国から具体的なものが出れば市がどこまでその権限や強制的なものができるのかどうか分かりませんが、それができるとすればまた別な取扱いになってくるかもしれません。今のところはそれがないので、先ほど申し上げたとおりの状況になります。以上です。

#### ○委員

そういたしますと現状の在籍の園児数がございますけれども、およそそこよりも大きく下がることはないだろうと想定してよろしいでしょうか。

#### ○事務局

市が定める利用定員が在籍児童数よりも下がる、逆に言うと利用定員を超えて児童を入所させるということがそもそもできないということです。その在籍児童数より必ず上の定員の児童数が設定されると御理解いただければと思います。

#### ○委員

はい、ありがとうございました。

○会長（議長）

その他何かございませんか。はい。

○委員

先週末に各認可保育所、幼稚園で意向調査が行われたのですが、少し気になっていたのが移行特例の件です。移行特例はいつぐらい、例えばこれが5年間のうちに改善してくださいとか、これはできれば改善してくださいとか、参酌基準とか従うべき基準じゃないですが、そういった形のもの国からの方針は出されているのでしょうか。

○事務局

移行特例というのは幼保連携型認定こども園に移行する場合の特例ということでよろしいでしょうか。それについては県が条例でこれから県議会に上程する形になりますけれども、国の基準の中ではそういったものが出されているというような認識でございました。詳しく見ているわけではないので確かなことは言えませんが、国の基準の中でそれが規定されているものと認識しております。

○委員

ありがとうございます。

○会長（議長）

他にございませんか。はい。

○委員

今、移行に関しての調査の件が出ましたけれども、今度の子ども・子育て会議はそういうものにどこまで関与していくのかというところがあるのですが、例えば人数の調整が調査に合わせていくのもこの会議に提案されるのか、あとは新設であったり廃園であったり色々ありますけれども、そういうところまでも関わっていくのかというようなことを少しお聞きしたいということが1つあります。

それからもう1つ、現在意向調査をしておりますが、どの程度どういうふうな形の要望が出ているのかという情報は、子ども・子育て会議に提供されるのかどうか、その辺もお聞きしたいと思います。

○事務局

はい、お答えします。まず今後の利用定員や新設に関しての子ども・子育て会議の関与でございますが、市全体の事業計画に基づき、利用定員なり事業者の新設等を決めていくこととなりますので、それらについては当然子ども・子育て会議の意見を聞きながら決定していくという形になってございます。意向調査での要望ということの御質問につきましては、こちらについてはまだ意向調査についての集計作業が終わっていない段階ですので、まだ確たることは言えませんが、この調査の集計が終わって要望等がまとまりましたら、こういう要望があったということをおこの会議に御報告することについては一向に差支えな

いものと考えております。

○委員

はい、ありがとうございます。

○会長（議長）

他にございませんか。それでは委員の方からはないようですので、事務局の方から何かございませんか。

○事務局

それでは、事務局から次回会議の開催の日時についてお知らせしたいと思います。8月4日の月曜日でございます。午前10時から隣の第3委員会室での開催ということでお願いしたいと思います。

○会長（議長）

では、本日、予定していた案件は以上でございます。

これをもちまして議事を終了させていただきます。御協力ありがとうございました。では進行を司会へ戻します。

○司会

これをもちまして、本日の会議を終了いたします。委員の皆さま、長時間にわたり、ありがとうございます。

（閉会 15：15）

以上